

函館市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月9日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第45号

函館市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

函館市印鑑条例施行規則（平成元年函館市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別記第2号様式」を「市長が別に定める様式」に改める。

第4条中「別記第3号様式」を「市長が別に定める様式」に改める。

第5条中「別記第4号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第6条中「別記第5号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第8条中「別記第6号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第9条中「別記第7号様式の」を「市長が別に定める」に改める。

第10条中「別記第8号様式」を「市長が別に定める様式」に改める。

第11条第1項中「申請は、」の後ろに「市長が」を加える。

別記第1号様式（表）中

登 録	印影入力	照 合	照 会

を

仮登録	本登録	照 会

に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第5条関係）

（表）

印鑑登録証	
函館市長 印	
登録 番号	

（裏）

▶		
<p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1 印鑑登録証明書の交付申請をするときは、必ずこの登録証を持参してください。登録証の提示のないときは、受付できません。2 代理人に依頼する場合は、この登録証のほか、あなたの住所、氏名、生年月日をはっきり知らせてお願いしてください。3 転出、氏名変更、印鑑登録の廃止等をされるときは、この登録証を持参してください。4 この登録証を亡失したときは、事故防止のため、直ちに届け出てください。5 本人識別欄には、本人だけ分かる記号を記入し、氏名は書かないでください。6 この登録証は、折り曲げたり、傷つけたり、磁気や直射日光に当てたりしないでください。	<table border="1"><tr><td>本人 識別欄</td></tr></table>	本人 識別欄
本人 識別欄		

備考 印鑑登録証の表面に表示する図柄その他の印鑑登録証の様式に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別記第 3 号様式および別記第 4 号様式を削り，別記第 5 号様式を別記第 3 号様式とし，別記第 6 号様式を別記第 4 号様式とする。

別記第 7 号様式および別記第 8 号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は，令和 7 年 1 月 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の函館市印鑑条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別記第 4 号様式の規定に基づき交付されている印鑑登録証および改正前の規則別記第 8 号様式の規定に基づき交付されている印鑑登録証明書は，この規則による改正後の函館市印鑑条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別記第 2 号様式の規定に基づき交付された印鑑登録証および改正後の規則の相当規定に基づき交付された印鑑登録証明書とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか，この規則の施行に関し必要な経過措置は，別に定める。